令和３年４月１日以後開始事業年度等分
単体法人用

別表二

令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

同族会社等の判定に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

同族会社	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額	1	内	特定同族会社	(21)の上位1順位の出資		
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額	2			株式数等による判定 (11)/(1)	12	%
	株式数等による判定 (2)/(1)	3	%		(22)の上位1順位の議決権の数	13	
	期末現在の議決権の総数	4	内		議決権の数による判定 (13)	14	%
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の						
	議決権の数による判 (5)/(4)						
					社員の数による判定 (15)/(7)	16	%
					特定同族会社の判定割合 ((12)、(14)又は(16)のうち最も高い割合)	17	
定	(3)、(6)又は(5)のうち最も高い割合)				定結果	18	特定同族会社 同族会社 非同族会社

【No.３】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.11】貸借対照表に自己株式を計上している場合、その自己株式数を１欄の内書に記載し、その記載した数を３欄及び12欄において分母から除いて割合を算出していますか。

【No.10】17欄が50%超で、当事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が１億円超の場合又は一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が５億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている場合等において、別表三(一)を作成していますか。

判定基準となる株主等の株式数等の明細

順位		判定基準となる株主（社員）及び同族関係者		判定基準となる株主等との続柄	株式数又は出資の金額等			
					被支配会社でない法人株主等		その他の株主等	
株式数等	議決権数	住所又は所在地	氏名又は法人名		株式数又は出資の金額	議決権の数	株式数又は出資の金額	議決権の数
					19	20	21	22
				本人				

【No.９】21欄又は22欄に記載すべきものを19欄又は20欄に記載していませんか。
【No.９】同一の株主グループに含めて判定すべき法人株主を別の株主グループとしていませんか。